

令和8年度 「学校生活のきまり」

鈴鹿市立鈴峰中学校

～自分とまわりを大切にしながら、その時、その場でどのような言動が適切か、
自分で考え、決めて、実行できる力をつける～

(1) 服装・身なり

服装は、学校指定の制服または学校指定のジャージとする。体型にあったものを正しく着用する。

① 制服

(標準学生服の場合)

- ア. 上着は、標準学生服とする。ボタンは、鈴峰中マーク入りで、前ボタンは5つ全てとめる。袖ボタンは左右2つずつ縫いつける。裏ボタンは標準のものをつける。カラーは、標準のもの(高さ4cm程度)をつける。または、襟上部に白い縁取りの制服と一体化となったものとする。
- イ. カッターシャツを着用する場合は、第2ボタンまでとめる。
- ウ. ズボンは、通常より低い位置まで下げて履かないようにする。
- エ. ベルトの着用は、柄や装飾のない落ち着いた色(黒、紺、茶)のものにする。

(セーラー服の場合)

- ア. 上着は、学校指定のセーラー服とする。
- イ. スカートの丈は、学校指定のスカートとする。丈は膝が隠れるようにする(膝立ちで床に届く長さ)。
- ウ. スカーフは、学校指定の白いスカーフとする。
- エ. ブラウスを着用する場合は、リボンをつける。ボタンは全てとめる

(ブレザーの場合)

- ア. 上着は、学校指定のブレザーをカッターシャツの上から着用する。前ボタンはすべてとめる。
- イ. カッターシャツのボタンは、第2ボタンまでとめ、ネクタイまたはリボンを着用する。
- ウ. スカートの丈は、学校指定のスカートとする。丈は膝が隠れるようにする(膝立ちで床に届く長さ)。
- エ. ズボンは、通常より低い位置まで下げて履かないようにする。
- オ. ベルトの着用は、柄や装飾のない落ち着いた色(黒、紺、茶)のものにする。

※乱れた服装ではなく、進路を見据えた服装を心がける。

② 名札

- ア. 左胸ポケットの上部に付ける。飾りや、落書き、変形、変色などはしない。

③ 靴下

- ア. 白、黒、紺、灰色で派手でないものを着用する。

④ 体操服

- ア. ジャージ上下・半袖シャツ・ハーフパンツは，学校指定のものを着用する。
- イ. 半袖シャツは学校指定のもの，または白色ワンポイントマークまでのTシャツとする。

⑤ 防寒具

- ア. 登下校，部活動において，学校指定ウィンドブレーカーの使用を認める。
(教室内でひざ掛けとして上ウィンドブレーカーの使用，掃除の時間の使用，体育の授業での使用を認める)
- イ. 防寒用として，セーターやカーディガンは，白，黒，紺，灰色で派手でないものの中に着用してもよい。上着からはみ出ないようにすること。
- ウ. 手袋，マフラー，ネックウォーマーの着用を認める。(始業時間～終業時間の間は使用しない)

⑥ その他

- ア. マニキュア，ネイル，ネックレス，ブレスレット，ピアス，化粧，装飾品類は禁止する。
- イ. 肌着は，白，黒，紺，灰色で派手でないものを着用する。(上着からはみ出ない) また，タイツやレギンスの着用を認める。

(2) 頭髪・・・進路を見据えた髪型とする。ただし次の項目は禁止とする。

色 : 自分本来の色と違う色にしない。

パーマ : 禁止する。

眉毛 : 不自然な形にしない。(細すぎたり，ラインを入れたりしない)

長さ : 教育活動の中で指示があった場合はくくること。

※髪留めは，装飾のないものにする。頭頂部での髪の毛の結びは禁止する。(ヘルメットを正しくかぶることができるようにする)

(3) 所持品

- ア. 不要なお金は持ってこない。
- イ. 入金等があった場合は，朝の会までに直接提出する。
- ウ. 学習に必要なもの，危険なもの，貴重品などは持ってこない。
- エ. 腕時計やペンダント，ピアスなどの装身具類を身につけない。
- オ. お茶は持ってきてよい。(スポーツドリンクも可)
- カ. 自分の持ち物には，すべて名前を明記しておく。
- キ. 制汗剤や日焼け止めを使用する場合は，無臭のものを使用する。

(4) 靴・カバン

① カバン

- ア. カバン・サブバッグ（リュック）は学校指定のものとする。
- イ. 自転車に乗るとき、かばんは安全のために、自転車の荷台にゴム紐等で縛り、サブバッグは前かごに入れる。
- ウ. カバン・サブバックにつけるキーホルダーは自他の判別をしやすいするために1個までとする。

- ② 通学靴……………保健体育の授業で安全に活動できる運動靴とする。
- ③ 上靴 ……………学校指定のものを使用する。
- ④ 体育館シューズ…学校指定のものを使用する。

(5) 始業・出欠連絡

- ① 登校時間…………… 8 : 25までに教室に入って準備をする。
登校完了は8:30です。
- ② 下校時間……………一般の生徒は16:00が下校完了になります。部活動をしている生徒は、別に定める下校時刻を厳守しましょう。
- ③ 遅刻・早退・欠席…………… 8 : 15までに保護者が学校に連絡すること。

(6) 通学規定

- ① 登下校は交通規則をきちんと守り、決められた主要通学路を安全に通学する。
 - ア. 登下校中は、寄り道をしない。
 - イ. 人通りや民家の少ない道を通学するときは、一人での通学を避ける。
- ② 全地区とも、希望者には自転車通学を許可する。ただし、交通違反等があった場合は、自転車通学を禁止にすることもある。
- ③ 自転車で通学するときは、次のことを守る。
 - ア. 必ずヘルメットを着用する。（反射テープ付）
 - イ. 雨天時はレインコートを着用し、傘をさして乗らない。
 - ウ. カバンは、安全のために荷台にゴム紐等でくくりつける。
 - エ. 原則道路の左側を、一列で通行する。
 - オ. 二人乗りは絶対にしない。
 - カ. 日没後は必ずライトをつける。
 - キ. 交通規則をきちんと守る。（信号や交差点での一旦停止など）
- ④ 通学用の自転車は、次の規定に合ったものとする。
 - ア. 不要な飾りやステッカー等をつけない。
 - イ. 自転車は荷台が付いているもののみ認める。
 - ウ. スタンドは両側スタンドのものとする。
 - エ. 学校指定の鑑札シールを必ず所定位置に貼りつける。
 - オ. 盗難に備えて必ず防犯登録をしておく。
 - カ. 学年や学級ごとに割り当てられた自転車置き場に整頓して並べ、カギをかける。（鍵には目印を）
 - キ. 通学用の自転車を替える時は、担任の先生に申し出る。

- ⑤ 登下校時に事故にあったとき、または起こしたときは、直ちに学校へ連絡する。
- ア.相手の連絡先を必ず聞く。
 - イ.自動車のナンバーを記録する。

(7) その他

- ①生徒は職員室への入室はできません。入り口で先生を呼び、用件を伝えて下さい。
- ②他学年の棟や他のクラスの教室等へは入らない。
- ③放課後、用のない生徒はすぐ下校する。
- ④登下校中の寄り道、買い食いはしない。
- ⑤アルバイトは原則禁止する。
- ⑥以下の5点は、市内統一の規定です。
 - ・カラオケ、ゲームセンター、漫画喫茶、インターネットカフェへの、生徒のみでの立ち入りは原則禁止する。
 - ・午後10時以降の外出及び外泊は原則禁止する。
(補導対象となります。)
 - ・球技やスケートボード等の遊びは許可され、決められた場所で行う。
 - ・危険ながん具類(エアガン等)による遊びは原則禁止する。
 - ・監視人のいない海水浴場やプールでの遊泳禁止。中学生が海水浴場やプールへ行く場合は、3人以上で行く。(魚釣りも含む)

※個人的な事情によって学校生活に必要なものや特別な理由があり校則を守ることができない場合は、お知らせください。

学校・保護者・本人で相談し、判断をします。